

## 公益社団法人日本地震学会論文賞規定

2003年10月 7日制定

2005年 7月29日改正

2011年 1月14日改正

2015年 7月 7日改正

### (定義)

第1条 本規定は、優れた論文により地震学に重要な貢献をした功績を称えるために公益社団法人日本地震学会が著者に対して贈る「日本地震学会論文賞」(英文名称: Best Paper Award) に関して定める。

### (授賞対象)

第2条 本賞の対象は、原則として授賞年度の前年度の3月31日から遡って2年以内に、「地震(学術論文部)」、「Earth, Planets and Space」、あるいは「Progress in Earth and Planetary Science」に発表された論文とする。後年、その論文の重要性が特に顕著であることが認められたものについては、さらに遡ってその対象とすることがあり得る。

### (授賞件数)

第3条 授賞件数は、毎年3件以内とする。ただし、該当する論文がない場合には、授賞は行わない。

### (授賞式)

第4条 授賞式は、日本地震学会秋季大会の場において行い、賞状及び副賞を受賞論文の著者に贈る。

### (選考)

第5条 受賞論文の決定は、別に定める選考要領により、理事会が行う。

### (公示)

第6条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、「地震(ニューズレター部)」に論文名・著者名及び受賞理由を公示する。

### (取り消し)

第7条 理事会は、授賞後授賞対象の論文において不正が認められたとき、あるいは論文が取り下げられたときに遡って授賞を取り消すことができる。

### (改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

## 公益社団法人日本地震学会論文賞選考要領

2003年10月 7日制定

2005年 7月29日改正

2011年 1月14日改正

2015年 7月 7日改正

1. 公益社団法人日本地震学会理事会（以下「理事会」という。）は、正会員より5名以内の者を指名し、論文賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を構成させる。選考委員会の長は、委員の互選により決定する。
2. 選考委員が選考の対象となった場合は、選考委員を辞退しなければならない。この場合理事会は、選考委員を補充することができる。
3. 理事会は、「論文賞」候補推薦の受付について事前に広報するものとする。
4. 次の者が、受賞候補の論文を、選考委員会に推薦理由を付して、指定された数だけ推薦することができる。
  - (1) 地震編集委員会 4編以内
  - (2) 会員1編
5. 選考委員会は、推薦された全論文について審議し、受賞候補3編以内を、推薦理由を付して理事会に推薦する。
6. 理事会は、選考委員会から推薦された論文について審議し、3編以内の受賞論文を決定する。
7. 選考にかかわる審議は非公開とする。